

あいちの山里起業家支援体制強化事業業務委託基本仕様書

1 件名

あいちの山里起業家支援体制強化事業

2 目的

あいちの山里^{※1}は人口減少や高齢化による地域社会の担い手不足の深刻化など、様々な課題を抱えており、各地域課題に取り組むソーシャルアントレプレナー^{※2}も一定数生まれている。

そうした中で、ソーシャルアントレプレナーを取り巻く各種機関の支援体制を強化し、事業者間のネットワーク構築をすることで、あいちの山里の活性化を図る。

※1 岡崎市（額田地区）、豊田市（旭、足助、稲武、小原、下山、藤岡の各地区）、新城市、設楽町、東栄町、豊根村

※2 三河の山里サポートデスク事業実践者卒業生、地域おこし協力隊等、山間地域で社会課題解決を目的に事業を起こす方々のこと。

3 事業内容

- (1) 各種機関によるソーシャルアントレプレナー支援体制の強化
- (2) あいちの山里なりわいネットワークの構築検討と活動支援
- (3) あいちの山里地域における起業家支援体制の課題と提案
- (4) 事業報告書の提出
- (5) その他（上記（1）～（3）に係る付随業務）

4 業務委託の内容

(1) 各種機関によるソーシャルアントレプレナー支援体制の強化

ア ソーシャルアントレプレナーを支援する関係機関の体制の強化を検討するため、各種団体を構成員とした検討会議を設置し、支援体制のあり方について検討する場を設けること。

イ 令和6年度事業の実施結果及びアの検討結果を踏まえ、関係機関の連携による起業支援について、試験的に取り組む場（フィールドワーク）を設け、現地運営支援を行うこと。

(2) あいちの山里なりわいネットワークの構築検討と活動支援

ア ソーシャルアントレプレナーを中心に構成されるネットワーク集団を母体として、プラットフォームの構築を検討すること。

イ アのソーシャルアントレプレナーを対象にセミナー等、活動支援を行うこと。

(3) あいちの山里地域における起業家支援体制の課題と提案

(1)、(2)の結果に基づき、あいちの山里で展開することを前提に、今後に向けた課題点の整理と改善提案をそれぞれ行うこと。

(4) 事業報告書の提出

事業終了後、事業実績をまとめた報告書（A 4 判各 1 部）及び報告書の内容を記録した電子媒体 9 部を提出すること。提出期限は、2026 年 3 月 19 日（木）までとし、提出場所は、愛知県総務局総務部市町村課地域振興室とする。

※事業報告書の内容については、事前に委託者と十分調整を行うこと。

(5) その他（上記（1）～（3）に係る付随業務）

ア 記録の提出

受託者は、上記（1）～（3）における業務及び委託者と打合せ又は協議を実施したときは、その都度記録を作成の上、原則として 3 開庁日以内に委託者に提出すること。

また、受託者は、委託者に代わって地元関係者や関係機関等との打合せ等に参加する場合、事前に委託者の意向を十分に確認し、それを踏まえて対応すること。打合せ後は、原則として 3 開庁日以内に記録等を提出すること。ただし、緊急性の高い場合は、速やかに委託者に一報を入れること。

5 その他

- (1) 統括責任者及び委託者との連絡担当者をあらかじめ定め、計画の進捗管理票等により、委託者と連絡を密に事業全体の進捗管理を行うこと。
- (2) 協力団体、協力施設、市町村等からの問合せ・苦情に対応できる体制であること。
- (3) トラブル等が発生した場合は、速やかに委託者と連絡を取れる体制であること。
- (4) 本事業の実施にあたり、委託者及び地元関係者と十分な打合せを行うこと。また、委託者は随時本事業の業務に立ち会うことができるものとする。
- (5) 愛知県財務規則等の関係条例・規則等を熟知の上、業務遂行に当たること。
- (6) 本事業については、「あいち山村振興ビジョン 2025」における具体的な取組として実施するとともに、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用して実施する事業であることから、その趣旨に基づき事業実施にあたること。
- (7) 本事業のほか、委託者が実施する他の山村振興事業等や関係市町村の事業とも、積極的に連携をとって業務にあたること。
- (8) 受託者は、業務の遂行に当たっては秘密を厳守し、個人情報等の漏洩がないよう機密保全に万全を期すこと。
- (9) 本事業の制作物の著作権は、委託者に帰属するものとする。
- (10) 業務にあたり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権者等の権利を侵害したときは、受託者はその一切の責任を負うこと。
- (11) 受託者は、本事業に係る会計実地検査が行われる場合は、協力すること（契約期間終了後も含む）。
- (12) 契約締結後速やかに「あいちの山里起業家支援体制強化事業業務委託業務受託者募集要領」に基づき提出した企画提案書の内容を最新のものに更新し、受託者の了承を得ること。また、契約後速やかに具体的な事業内容、実施時期（期限）、達成目標等を記載した業務計画書を作成し委託者の承認を得ること。
- (13) 契約終了後、委託者及び他事業者が、次年度以降の業務内容を引き継げるよう、

円滑な業務の移行について協力すること。

- (14) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議して決めるものとする。